

出席停止のお知らせ

お子さんは下記の学校保健法の定めによる伝染性疾患又は流行性疾患にかかったため、医師が伝染のおそれがなく、登校してもよいと認めるまで登校をみあわせてください。医師の許可が出て、はじめて登校するときは、各疾患ごとに下記のとおり取り扱ってください。

記

エボラ出血熱
クリミア・コンゴ出血熱
ペスト
マールブルグ病
ラッサ熱
急性灰白髄炎
コレラ
細菌性赤痢
ジフテリア
腸チフス
パラチフス
結核

➡ 治癒したことを証明する診断書を学校に提出してください。

インフルエンザ

インフルエンザは学校発行の「出席停止解除願」を提出してください。
→ (保護者が記入してください)
→ 「出席停止解除願」は鶴牧中ホームページよりダウンロードできます。

百日咳
麻疹
流行性耳下腺炎
風疹
水痘
咽頭結膜熱
腸管出血性大腸菌感染症
流行性角結膜炎
急性出血性結膜炎
溶連菌感染症
A型肝炎
手足口病
伝染性紅斑
ヘルパンギーナ
マイコプラズマ感染症
感染性胃腸炎

➡ 別紙の「登校許可証※」に医療機関で医師の署名、捺印を受け学校に提出してください。「登校許可証」の用紙は学校にあります。ダウンロードはできません。

※登校許可証の発行手数料は多摩市内の医療機関(多摩市医師会加盟医療機関)で発行を受けた場合は無料です。多摩市以外の医療機関で発行を受けた場合は有料となりますので、あらかじめご承知おきください。